

令和6年

9月号

濱田会計事務所通信

令和6年9月2日発行 Vol.85

先日、四国へ一泊旅行をした帰りに鳴門大橋の渦潮が見られる観潮船に乗って来ました。
船の上で波に揺られながら撮った写真が右の写真です。
普段は、ほとんどの時間パソコンかスマートフォンを近くで見ているだけですが、こうして遠くを見ると世界の広さに気付かされ徐々にリフレッシュできました。
写真も我ながら、なかなかのモノが撮れたように思います(^^;)



所得の種類

個人が利益を得た場合、その利益の内容により税金の計算方法が異なります。
利益の事を税法上「所得」といいますが、個人の所得はその内容により以下のように分類されます。

事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得 事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得 特定公社債の利子などの所得 預貯金の利子などの所得	
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 特定目的信託（私募のものに限る。）の社債的受益権の収益の分配などの所得	
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出年金、恩給、一定の外国年金などの所得
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得
	その他	生命保険の年金、暗号資産取引による所得など他の所得に当てはまらない所得 先物取引に係る所得
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得	
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	
山林所得	所有期間が5年を超える山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

例えば iDeCo に加入して将来資産を受け取る場合は、年金形式であれば雑所得の公的年金等として、一時金であれば退職所得として所得税が課税されますが、いずれも優遇措置があるため、税制上有利とされています。



退職金にかかる税金

退職金は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税等や住民税が源泉徴収又は特別徴収されます。この退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう配慮されています。なお、退職所得についても源泉徴収票が交付されます。

退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

(収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 課税退職所得の金額
この課税退職所得の金額に通常の所得税・住民税の税率をかけてそれぞれの税額を求めます。

※ 退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

例えば20年務めて退職する場合、退職金の金額が800万円までなら税金はかかりません。勤続年数が20年までは1年あたり40万円、20年を超えれば超えている部分は1年あたり70万円の控除が受けられます。ただ、20年を超えた場合に1年あたり控除額が40万円から70万円に増える措置は、見直される議論がされているので、将来はなくなる可能性があります。

そうであっても退職所得控除がある、退職所得控除後にさらに2分の1にする、他の所得と合算せずに税金の計算をする(分離課税)など、優遇措置はたくさんあるので、他の所得に比べて優遇されている所得であると言えます。



お客様紹介

chi-c hair design (シーク ヘアー デザイン) 様

ご夫婦でJR・山陽須磨駅降りてすぐの所で美容院をされています。

オーナーの二宮様は、所長の高校の同級生であり、所長のカットを長年して下さっています。

カットに行く日の所長は楽しそうです。(身内執筆にて) 施術はスタイリストが1人で仕上げまでなさり、多くの方々に支持され高いリピート率でお忙しいお二方です。

今後とも何卒よろしくお願ひいたします。

【事業】美容院

【住所】兵庫県神戸市須磨区須磨浦通
5-7-4 2F

【備考】ご予約の際は

hotpepper beauty にて

※<https://beauty.hotpepper.jp/slnH000049580/>



濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと…一緒に考えましょう!



無料
メールマガジン
登録はこちら

